



平成 29 年 11 月 6 日

各 位

会 社 名 日本車輛製造株式会社
代表者名 代表取締役社長 五十嵐 一弘
(コード 7102 東証・名証 市場第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 垣屋 誠
(TEL 052-882-3316)

受注案件に関する解決金の支払いおよび

損失の計上に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、米国向け大型鉄道車両案件（以下、「本案件」という。）について、本案件の直接の受注者である住友商事株式会社および米州住友商事会社（以下、あわせて「住友商事グループ」という。）に対して解決金を支払い、本案件を住友商事グループとの間で終局的に解決する旨の和解契約の締結を決定し、同日付けで締結いたしました。また、これに伴い損失を計上する見通しとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 解決金の概要

平成 24 年 11 月当社および NIPPON SHARYO MANUFACTURING, LLC（以下、あわせて「当社グループ」という。）が住友商事グループを通じて受注した本案件について、当社は、平成 28 年 12 月、本案件を予定通り遂行することが困難になった旨を客先に申し入れ、案件遂行の方向性について、関係当事者と協議を行ってまいりました。その結果、当第 3 四半期に入り、関係当事者への影響を最小限にする方策として当社とは別の車両メーカーが本案件における車両の製造を行うこととなりました。

これに伴い、当社は住友商事グループと交渉を進めてまいりましたが、当社グループが、住友商事グループに対して合計 328,942 千米ドル（約 372 億円（2017 年 10 月の月中平均為替レート 1 ドル=113 円で換算））を解決金（以下、「本解決金」という。）として支払い、本案件を住友商事グループとの間で終局的に解決することを内容とする和解契約の締結を本日開催の取締役会で決定し、同日付けで締結いたしました。

2. 資金の調達方法について

本解決金の支払いに必要となる資金の調達方法については、本日公表いたしました「資金の借入に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 損失の計上について

上記 1 の決定に伴い、当社の平成 30 年 3 月期第 2 四半期連結決算において新たな損失が発生する予定ですが、これまでに本案件について製造コストの増加などに起因して合理的に見積もられる損失として引当計上していた金額の戻入れも行うことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益については、180 億円程度損益が悪化すると見込んでおります。

4. 業績等に与える影響

平成 29 年 10 月 26 日付で開示した平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信および、平成 30 年 3 月期連結業績予想につきましては、本解決金の支払いの影響を現在精査中であり、後日改めて開示いたします。

以 上